令和4年度 倉敷市立茶屋町小学校 いじめ問題対策基本方針

ľ に 関 す る 現状 課 題 L め

- ・本校のいじめ認知件数は、年間5件前後で推移しているが、1100人を超える児童数を考えるといじめの出現率は低いといえる。しかしながら、認知していない いじめが起きている可能性もあり、より多角的に児童の様子を把握し、いじめの早期発見、解決の徹底に努める必要がある。
- ・認知されたいじめの多くは、学年、学級を問わず発生している。また、いじめの形態も多様化しており、全校を挙げて対策を講じていく必要がある。また、高学 年でのネットやSNSによるいじめを防ぐために、保護者に対する啓発や研修も必要であると考える。

いじめ問題への対策の基本的な考え方

・岡山県いじめ問題対策基本方針に基づいて、対策を行う。

〈重点となる取組〉

- ・なかよし旬間(兼「いじめについて考える週間」)を中心に、友達を大切にしようとする心情や自己有用感を高める取り組みを全校的に行う。
- 毎月行う生徒指導部会及び主任者会において、各学年の教員でいじめに関する情報を共有する場を設け、いじめの早期発見・早期解消につなげる。
- ・6月、10月、1月に児童アンケートを実施するとともに、教育相談週間に一人ひとりの児童と直接話すことで、いじめの早期発見・早期解消につなげる。

保護者・地域との連携

(連携の内容)

- 学校の教育方針やいじめ問題に対する考 え方をPTA総会で説明し、保護者の理
- 学校評議員や地域の各種団体の方に、地 域での子どもの様子を中心とした情報提 供を呼びかけ、校外でのいじめの早期発 見につなげる。
- ・ネットやSNSによるいじめに関する保 護者研修会を実施する。

学 校

いじめ対策委員会

〈いじめ対策委員会の役割〉

- ・基本方針に基づく取り組みの実施や、実態把握、 発生したいじめ事案への対応
- 〈いじめ対策委員会の開催時期〉
- ・学期1回定例実施。その他必要に応じて随時
- 〈いじめ対策委員会の内容の教職員への伝達〉 ・直近の終礼で全教職員に伝達
- 〈いじめ対策委員会の構成メンバー〉
- •校内:校長, 副校長, 教頭, 教務主任, 生徒指導主事, 学年主任, 養護教諭
- ・校外:PTA会長(必要に応じて),

スクールカウンセラー(必要に応じて)



全 教 職 員

関係機関等との連携

(連携機関名)

- 倉敷警察署
- 倉敷児童相談所

(連携の内容)

- ・非行防止教室の開催、ネット・SNS研 修会の開催等 〈学校側の窓口〉
- 教頭

校 施 が 実 取 組

①いじめの防止

(児童の居場所づくり)

・毎日の授業や学級活動等において、一人ひとりの児童が活躍できる場を設けることにより、自己有用感を味わうことができるように するとともに、学級内の人間関係が円滑になるよう配慮し、個々の児童の居場所をしっかりと確保する。

(情報モラル教育の充実)

・ネットやSNSによるいじめを防止するために、情報モラルの授業を年間3時間程度実施する。内容や時間・回数は、発達段階や学 年の実態に応じて十分に検討する。

(児童アンケートの実施)

6月、10月、1月に、全校児童を対象としたアンケートを実施し、いじめの早期発見を図る。

(教育相談の実施)

・教育相談週間を年2回設け、担任が一人ひとりの児童の話にしっかりと耳を傾けることで、いじめの早期発見を図る。

(情報共有)

・生徒指導部会で出た話題や、学校評議員等からの情報を全教職員で共有することにより、いじめの早期発見につなげる。

(いじめの有無の確認)

・児童がいじめを受けている可能性が明らかになった場合は、担任や学年主任、生徒指導主事を中心に、すみやかに事実確認を行 う。担任だけで抱え込まず、必ず複数で対応するようにする。

(組織的対応の検討)

いじめが起きている可能性が高まった場合は、組織的対応を検討するために、いじめ対策委員会を開催する。

(該当児童への支援・指導)

- ・いじめを受けた児童に対しては、最後まで守り抜くことを最優先に、児童および保護者に対して適切な支援を行う。
- ・いじめをした児童に対しては、保護者の協力を得ながら、適切かつ毅然とした指導を行う。

③いじめへの対処

倉敷市立茶屋町小学校 いじめ問題への対策に関する年間計画

	会議,委員会 等	学 校 が 実 施 す る 取 組		
		① いじめ防止の取組	② 早期発見の取組	③ いじめへの対処
4月	○職員会議基本方針の確認○生徒指導部会	○学年集会, 学級づくり (各学年・学級)	○担任による児童理解と実態把握	○発生事案への対処(随時)○対応手順の確認(生徒指導部会)
5月	○生徒指導部会	○学年朝礼(各学年)		
6月	○生徒指導部会 ○第1回いじめ対策委員会	○第1回校内なかよし旬間(兼「いじめについて考える週間」)○学年朝礼(各学年)	○児童アンケートの実施 (教育相談担当)必要に応じて教育相談を実施○第1回教育相談週間(各学級)	○アンケート結果の検討(各学級) 必要に応じて対処
7月	○職員研修ネット・SNSによるいじめについて○生徒指導部会	○学年朝礼(各学年)	○保護者との個人懇談(各学級)	
8月				
9月	○保護者研修会ネット・SNSによるいじめについて○生徒指導部会	○学年朝礼(各学年)		
10月	○第2回いじめ対策委員会 ○生徒指導部会	○秋の遠足(1~5年)○学年朝礼(各学年)	○児童アンケートの実施 (教育相談担当)必要に応じて教育相談を実施○第2回教育相談週間(各学級)	○アンケート結果の検討(各学級) 必要に応じて対処
11 月	○生徒指導部会	○第2回校内なかよし旬間(兼「いじめについて考える週間」)○学年朝礼(各学年)		
12 月	○生徒指導部会	○学年朝礼(各学年)	○保護者との個人懇談(各学級)	
1月	○第3回いじめ対策委員会○生徒指導部会	○学年朝礼(各学年)	○児童アンケートの実施 (教育相談担当)必要に応じて教育相談を実施○第3回教育相談週間(各学級)	○アンケート結果の検討(各学級) 必要に応じて対処
2月	○生徒指導部会	○学年朝礼(各学年)		
3月	○生徒指導部会	○学年朝礼(各学年)		

年間を通して行う取組

- 生徒指導部会での情報交換(毎月定例)
- ・教職員間の情報交換(終礼)
- ・学年朝礼での一斉指導(毎月定例) ・情報の蓄積(常時)